事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第68号)の規定による事後審査型一般競争入札を次のとおり 実施するので、佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第105条の規定により公告する。

令和7年10月29日

佐久市長 栁 田 清 二

1 入札対象業務

	業	矜	Ę	名	令和7年度 大気観測窒素酸化物汚染調査業務
	(発	注	E I	課)	(環境部 環境政策課)
į.	集	務	箇	所	佐久市内87箇所
긮	業	務	概	要	大気中に存在する有害物質(窒素酸化物、硫黄酸化物、微小粒子状物質 PM2.5 等)の中で、
7	₹	វ先	邶	女	主な原因である二酸化窒素を対象として、大気質が環境基準値内であるかを調査する。
屌	夏	行	期	間	契約締結日から令和8年3月6日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を入札公告日から落札決定日まで全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は佐久市財務規則(平成17年規則第39号)第103 条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第4条第3項第1号及び第4項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 佐久市物品購入等入札(見積)参加登録者名簿のその他業務1・17検査測定業務に登録があり、長野県内に本店又は 支店・営業所等を有する業者。
- (4) 長野県計量検定所の計量証明事業者(事業区分:濃度、大気)の登録があること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注する、同種業務の履行実績(入札公告日現在において完了しているもの(過去 5 年間)に限る。)を有すること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間·期日等	場所・留意事項等
設計図書等の閲覧	令和7年10月29日(水)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市環境部環境政策課(本庁3階)
入札参加申請受付	令和7年10月29日(水)から 令和7年11月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加申請書 (様式第1号)」原本・副本各1部、「誓約書」1部とする。 ・佐久市環境部環境政策課(本庁3階)へ持参により提出 すること。
設計図書等の入手	令和7年10月29日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。

設計図書に関する質問受付	令和7年10月29日(水)から 令和7年11月 5日(水)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は、市ホームページよりダウンロードすること (質問内容がわかるよう具体的に記載すること。)。 ・佐久市環境部環境政策課へ持参又はメールにより提出 すること。	
質問回答の期日・方法	令和7年11月 6日(木)以降	・佐久市環境部環境政策課より市ホームページにて回答する。	
入札開札日時·場所	令和7年11月11日(火) 午前10時00分から(郵送不可)	・佐久市役所 3階 302会議室	
落札者の決定等			
しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するもの・提出書類は、「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」、「業務実 (業務実績を証明できる契約書、業務内容及び業務完了が確認できる書類の写しをとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁時の場合はその翌日)までに提出するなお、持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は必着とする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないとき、当該入札者の行った入札は、無効とする提出場所:佐久市環境部環境政策課(佐久市役所3階)			
入札結果の公表	・佐久市企画部契約課において関	引覧にて公表する(契約日以降)。	

4 入札事項等

入札事項	・入札回数は、2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は、2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること。なお、全ての応札人者は、本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。)

契約保証金	・契約請負金額の10分の1の金銭的保証
前払金	・適用なし
中間前払金	適用なし
部分払金	・適用あり(佐久市財務規則第138条の規定による。)

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札の心得を熟読の上、ご参加ください。
- ・請負者は、下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支所若しくは営業所を有する業者を下 請負人としてください。

6 担当部課(問合せ先)

	佐久市 環境部 環境政策課
 公告及び業務の内容	(長野県佐久市中込3056)
公古及び未務の内谷	TEL 0267-62-2917 FAX 0267-62-2289
	E メール kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp